

6 第11次労働災害防止計画について

(1) 労働災害防止計画とは

労働災害防止を図るためには、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的かつ計画的に実施する必要があります。

このため、厚生労働大臣は、労働災害防止についての総合的な計画を長期的な展望に立って策定し、厚生労働大臣自ら今後とるべき施策を明らかにするとともに、労働災害防止の実施主体である事業者等において取り組むことが求められる事項を示し、その自主的活動を促進することとしています。この計画が、労働安全衛生法第2章に規定されている「労働災害防止計画」であり、昭和33年以来11次にわたり、5ヵ年計画として策定されてきました。今般、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする第11次労働災害防止計画が平成20年3月に公示されました。

(2) 第11次労働災害防止計画のポイント

① 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。

② 計画の目標

ア 死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して 20%以上減少させること。

イ 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して 15%以上減少させること。

ウ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

③ 自主的な安全衛生活動の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の適切な実施の促進を図るため、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場や特定の業種等における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成を行うとともに、業界団体による普及活動の支援等を行う。

事業場における担当者の養成、事業場の担当者への指導等を行う専門的人材の養成を促進する。

④ 労働災害多発業種対策

ア 卸売・小売業、社会福祉施設、廃棄物処理業等の労働災害の多発している業種、増加している業種、労働災害発生率の高い業種等について、業種別モデル安全衛生管理規程、労働災害防止のためのガイドライン等を活用した対策を推進する。

イ 「危険性又は有害性等の調査等」について、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成、業界団体による普及活動の支援等を行う。

ウ 交通労働災害防止対策のためのガイドライン等の周知徹底を図るとともに、運転者教育の実施について必要な支援、援助等を行う。

エ 労働災害事例等の安全衛生情報の公開を進めるとともに、これらの情報を活用した自主的な安全衛生活動を促進する。

(3) ビルメンテナンス業に係る労働災害防止対策

第11次労働災害防止計画に基づくビルメンテナンス業に係る対策については、次のとおり厚生労働省労働基準局長からの通達が出されています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 安全衛生管理体制の確立② 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進③ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」※に基づく対策の徹底④ 転倒、転落災害の防止対策の徹底⑤ 高齢者に配慮した床面等の清掃作業の安全な作業方法の徹底⑥ ゴンドラの適正な設置及び点検整備の励行及びゴンドラ等を利用した窓等の清掃作業の安全な作業方法の徹底⑦ 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底⑧ 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施⑨ 呼吸用保護具の使用等による石綿ばく露防止対策の徹底⑩ 洗浄剤から発生するガスによる中毒防止対策の徹底⑪ 化学物質等の飛散、接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底⑫ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底 |
|---|

※ 交通労働災害は、全産業において近年、休業4日以上死傷災害が増加の傾向にあり、特に重大災害（一度に3人以上の労働者が被災した災害）は平成6年と比較して平成18年は約50%の増加となっています。ビルメンテナンス業においても、一定の割合を占めています。

このため、厚生労働省は平成20年3月に自動車運転者の睡眠時間を確保することに配慮した労働時間等の管理及び走行管理の充実、荷役作業を行わせる際の措置の実施、交通労働災害防止のための教育内容の充実、荷主及び元請による配慮、組織的な安全衛生管理の強化等について報告がとりまとめられ、「交通労働災害防止のためのガイドライン」が同年4月に改正されました。